

特記仕様書（追加）

明示項目	明示事項（条件及び内容）
特例監理技術者の配置	☐ 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定（監理技術者（特例監理技術者）の配置）を適用する。なお、配置を行う場合は、追加特記仕様書「特例監理技術者等の配置」に示す要件を全て満たさなければならない。（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）
適用条件	☐ 「快適トイレ設置工事実施要領」令和7年7月1日を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「公共建築工事週休2日制試行要領 土日完全週休2日制工事（発注者指定型（月単位））」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「公共建築工事週休2日制試行要領 土日完全週休2日制工事（受注者希望型（通期））」令和7年7月を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「ウィークリースタンス実施要領（令和6年4月）」の対象工事とする（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 「営繕工事に係る情報共有システムの試行に関する特記仕様書」令和6年4月を適用（三重県県土整備部営繕課HPを参照） ☐ 四日市港管理組合は「建設工事等の受注者への不当要求等防止対策要綱」及び「三重県建設工事等不当要求等防止協議会規約」（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）に基づき、建設工事等の受注者への不当要求等防止に取り組んでいます。 受注者又は下請負人等が不当要求等を受けた場合は、受注者から営繕課長（不当要求等防止責任者）に報告様式「三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照）により、その事実を報告すること。また、受注者又は下請負人等に対する不当要求等の疑いがある行為について相談したい場合は、防災営繕課長に躊躇なく相談すること。 （漁業関係による調整） ☐ 工事の施工に関して、施工期間（契約時から完成時まで）においては、理由のいかんにかかわらず、内水面漁業協同組合及び組合員等に対して金品の提供は行わないこと。 ☐ 内水面漁業協同組合への工事の施工方法や現場管理等の説明は、発注者が行います。なお、発注者のみでの説明が困難な場合は発注者に同行すること。 ☐ 本工事は、建設キャリアアップシステム活用モデル工事であり、詳細は「建設キャリアアップシステム活用モデル工事実施要領」及び「追加特記仕様書」（三重県HP「三重県の公共事業情報」）を参照すること。 ☒ 「建設現場における遠隔臨場の試行に関する特記仕様書」令和4年7月（三重県県土整備部）を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☒ 「建設工事請負契約書第26条第5項(単品スライド条項)にかかる特記仕様書」を適用（三重県HP「三重県の公共事業情報」を参照） ☐ 本工事は、建設工事請負契約書の条項第30条第4項の「特記仕様書で定める災害応急対策又は災害復旧に関する工事」の対象工事である。 ☐ その他（ ）